

# 相続ニュース

Vol.0047

2015年1月5日(月)  
担当：MS事業部 山田

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F  
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

## 相続時精算課税制度の 落とし穴

### はじめに

2003年1月1日以後の贈与から、通常の贈与制度と選択する形で「相続時精算課税制度」が導入されました。この制度を選択すると、贈与時には贈与者1人当たり2500万円までは非課税、これを超える部分についても一律20%の贈与税を納めれば済みます。そして、相続が発生したときにそれまでの贈与分を相続財産に加算して相続税を計算し、すでに納めた贈与税額は相続税から差し引かれます。

### 2015年の改正点

14年までは、贈与者は65歳以上の親、受贈者は贈与者の推定相続人である20歳以上の子であることが条件でしたが、15年1月以後の贈与より、受贈者の範囲に20歳以上の孫が追加されるとともに、贈与者の年齢要件が60歳以上に引き下げられます。

### 注意点

一見、生前贈与に当たって使いやすい制度に見えますが、注意点があります。

第一に、受贈者が贈与者ごとにいったん相続時精算課税を選択すると、暦年課税の基礎控除額110万円は使えず、贈与を受けた財産が110万円以下であっても贈与税の申告をしなければなりません。

第二に、2500万円まで贈与時には非課税ですが、

相続時には課税対象となることが挙げられます。第三に、この制度で贈与した財産は贈与時の時価で相続税を計算することになるので、不動産や株式など価額が変動する財産については注意すべきで、贈与時より相続時に価額が下落していると不利になります。

第四に、「小規模宅地等の特例」は相続により取得した宅地のみが対象であるため、相続時精算課税制度を使って贈与した土地については、相続時に評価減の特例が適用されません。

### 上手な利用法

一方、上手な利用法としては、

第一に、遺言によって特定の相続人にだけ資産を引き継がせたい場合、遺留分を持つ他の相続人に相続時精算課税制度でまとめた資産を贈与し、「遺留分放棄」をしてもらいます。

第二に、自社株の評価額を引き下げた後に、相続時精算課税制度で後継者へ自社株を贈与すれば、その後、後継者が事業を発展させ自社株の評価額が上がっても、贈与時の低い評価額で相続税を計算することができます。

### 終わりに

そもそも「相続時精算課税制度」は安易に使わず、使うなら、遺留分放棄と組み合わせたり(遺留分対策)、贈与時に評価額を下げた自社株を生前贈与したりするなど戦略的に行うことが必要であると考えられます。

